

第2章 橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入って以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、川崎市教育委員会がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家（郡衙）の倉庫群であることが判明した。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を川崎市議会に提出し、翌年度に趣旨採択された。また、川崎市教育委員会はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成17（2005）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡－第1～8次発掘調査報告書－』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡家跡の一部である国有地1,645.25㎡を買収等行い、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。

また、平成23（2011）年度に、たちばな古代の丘緑地に隣接する農地で共同住宅の建設が計画され、正倉群等の郡家関連遺構を現状保存することが困難になったことから、本市として、①橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める、②橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組を進める、③国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る、という3点を橘樹郡衙跡保存活用の基本的な考え方として政策決定した。その決定を受け、平成24（2012）年度に川崎市土地開発公社によって当該農地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国指定史跡として保存・活用していく取組を進めた。

こうした中、文化庁からは、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であることから、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すことにし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得、川崎市教育委員会からの史跡指定申請書提出、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成26（2014）年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

名称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

(2) 指定説明文とその範囲

説明：標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

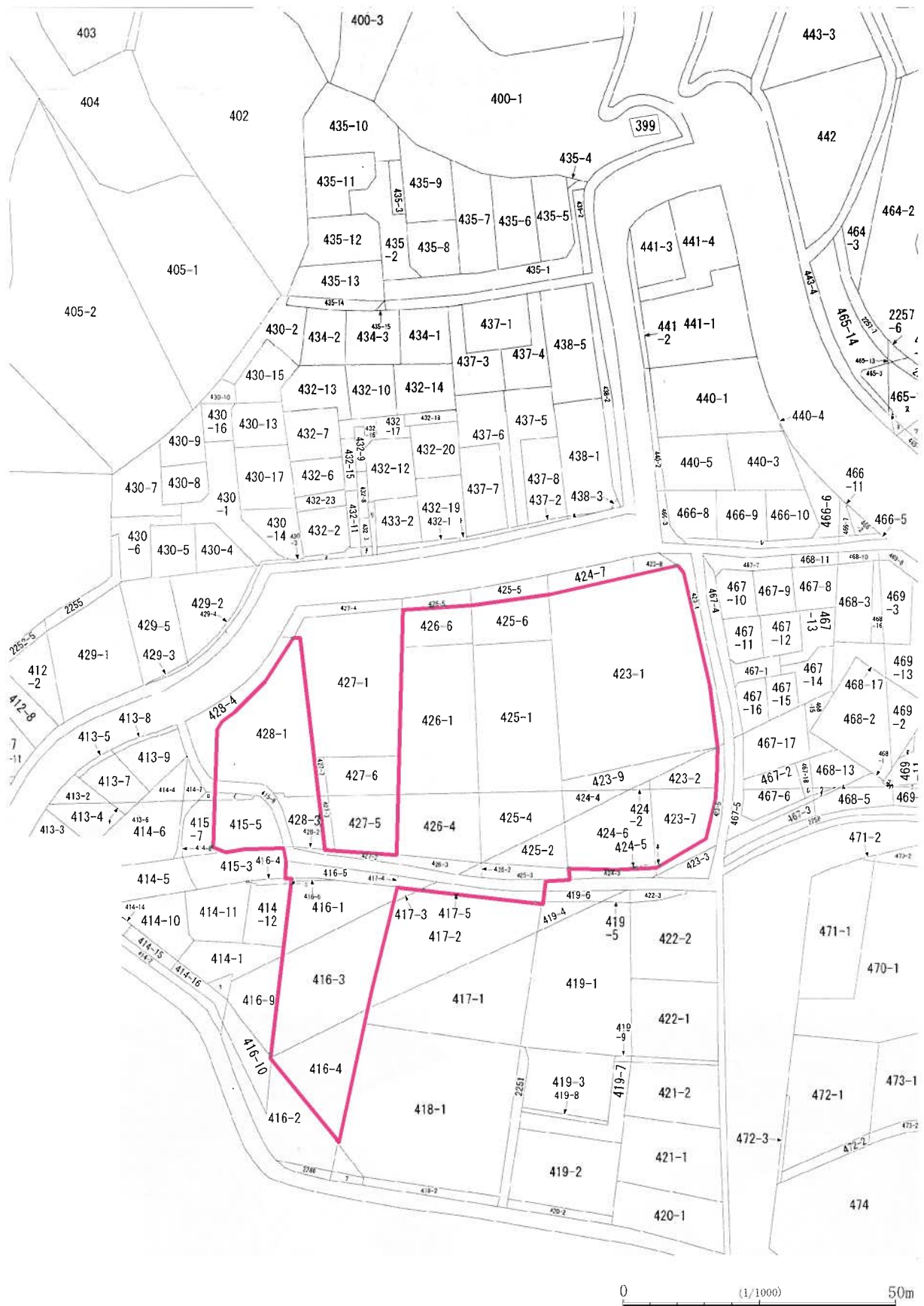
(所在地) 神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

(地 域) 415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3

(所在地) 神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

(地 域) 416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番16、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415番8と同416番5に挟まれ同417番5と同425番3に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417番1と同420番1に挟まれ同417番3と同420番2に挟まれるまでの道路敷、同420番1と同421番1に挟まれ同420番2と同421番2に挟まれるまでの道路敷、同422番1と同422番2に北隣する道路敷を含む。



第4図 史跡橋樹官衙遺跡群指定範囲図（橋樹郡家跡）



第5図 史跡橋樹官衙遺跡群指定範囲図(影向寺遺跡)

(3) 指定に至る調査成果

ア 自然的調査の成果

(ア) 地形・地質

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年、高津区及び宮前区野川字東耕地は、多摩丘陵に立地している。多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。

多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が220mから120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ(T1)面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高100mから80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ(T2)面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面(下末吉(S)面)で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

この地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(イ) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年、高津区及び宮前区野川字東耕地における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報(種数等)については、麻生区黒川や多摩区枳形の生田緑地等で、川崎市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査(河川水辺の国勢調査)、環境影響評価に伴う調査(主に陸上が対象)等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第1表である(「生物多様性かわさき戦略」第2章、表2-1 [pp.13]より引用)。この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難であるため、川崎市全体における生き物の現状を必ずしも表していないが、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られることから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。しかし、生き物の個体数自体が気候や食料等の複合的な要素によって年により自然に変動する可能性があることを考慮すると、増加や減少等の傾向は単年度の調査や過去の情報の集計だけでは判断しにくいのが現状である。

橋樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていくにあたっては、官衙が展開した古代における生き物（植生や生物等）を知る必要があることから、今後詳細な調査を実施する必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数の整理の例

分類群	既往文献調査 注1		環境影響評価調査 注2	
	全体	希少種 注3	全体	希少種
植物	1,464種	93種	890種	8種
哺乳類	14種	4種	10種	2種
鳥類	179種	87種	106種	41種
両生類	9種	6種	4種	2種
爬虫類	13種	7種	12種	6種
魚類	54種 注4	14種	62種 注5	12種
昆虫類	(未整理)		733種	3種
クモ類	(未整理)		186種	0種
合計	—	211種	—	74種

注1：（出典）川崎市生物多様性施策整理報告書、平成22（2010）年度

※川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）等、既往の資料をとりまとめたもの

注2：（出典）川崎市生物多様性推進事業実施補助等業務報告書、平成23（2011）年度

※平成14（2002）年～平成23（2011）年に川崎市内で実施された環境影響評価対象事業のうち、生物調査を実施した15の事業についての調査結果をとりまとめたもの

注3：希少種は環境省レッドリストあるいは神奈川県レッドデータブックのいずれかに掲載されているもの

注4：「川崎市域の魚類、川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）増測和夫」、「いるぞ！いるぞ！川の生きもの～かわさき～、川崎市公害研究所、平成15（2003）年度」から整理したもの

注5：川崎市水質年報、平成22（2010）年度から市内の河川や多摩川河口域で確認された魚類を整理したもの

イ 歴史的調査の成果

(7) 歴史的な経過

「橋樹官衙遺跡群」や「橋樹郡家」の「橋樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橋樹郡を指している。橋樹の名の初見は、『日本書紀』安閑天皇元年条（6世紀前半）の記事に載る、朝廷に献上された屯倉4ヶ所の1つとしての「橋花」屯倉である。和銅6（713）年に出された勅により、地名は2字の好字を用いて表記することになった際、「橋」に「樹」を加えて「橋樹郡」とし、そのまま「たちばな」と呼んだ可能性が高いと推測している。この橋樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる。

その橋樹郡の役所跡である橋樹郡家跡が所在している高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して橋樹郡千歳村となり、明治11（1878）年に村名変更した千年村の名を町名として引き継いだ地区である。明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橋樹郡橋村となり、昭和12（1937）年に川崎市に編入されるまで「橋樹」・「橋」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1938）年に現在の宮前区・多摩区の地域が川崎市に編入されたことにより、古代から続いた橋樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は現在でも地区名や学校、施設、企業等の名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区野川・宮前区野川は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して橋樹郡野川村となり、明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橋樹郡宮前村となり、昭和12（1937）年に川崎市に編入され川崎市野川

になった。

橘樹官衙遺跡群が所在する高津区千年・野川及び宮前区野川周辺は、多摩丘陵が大小の河川によって開析され樹枝状に張り出した台地・丘陵を形成しており、平坦面や斜面に旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の1つである（第6図）。また、この地域は数多くの発掘調査が実施され、非常に大きな成果が挙げられている。

ここでは、本遺跡群周辺の主要な遺跡について時代ごとに概観したい。（本文中の（）数字は第6図の遺跡の番号に対応する。）

旧石器時代

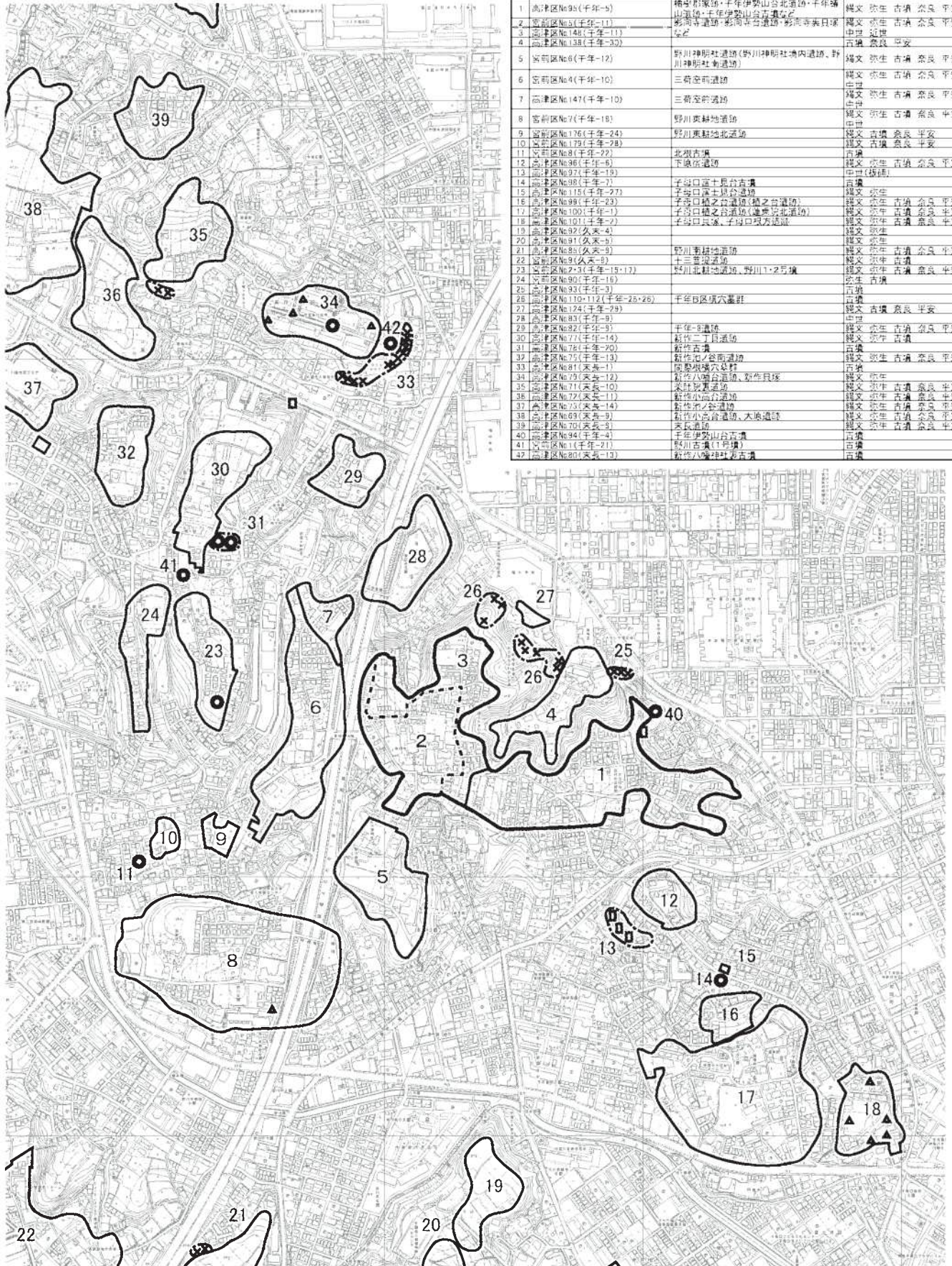
橘樹官衙遺跡群周辺において旧石器時代の遺跡は非常に少ないが、橘樹郡家跡南東側の丘陵上に所在する子母口貝塚（18）、北西の丘陵上に所在する三荷座前遺跡第1地点（6）、新作池ノ谷遺跡（37）、新作小高台遺跡（38）等で尖頭器やナイフ形石器が発見されている（織笠・増淵・服部2003）。ただし原位置を保つ資料が少なく、当該期の様相を明らかにするのは困難である。

縄文時代

縄文時代では、早期後葉から前期中葉の遺跡が多い傾向が見られる。早期後葉の貝塚として著名である子母口貝塚（神奈川県指定史跡）は、川崎市内に存在する2ヶ所の標式遺跡の1つである。このほか、早期後葉の竪穴建物が検出された野川北耕地遺跡（23）や炉穴が発見された新作小高台遺跡が挙げられる。前期では、諸磯式期と想定される貝塚が検出された影向寺裏貝塚（3）や新作貝塚（34）、諸磯b式期の小規模集落が発見されている三荷座前遺跡、黒浜式期等の遺構が検出された新作池ノ谷遺跡等の遺跡が存在しており、縄文時代前期から始まった温暖化による海水面の上昇（縄文海進）により、内陸まで入り込んだ海に近い丘陵上に集落や貝塚が形成されたと考えられる。また、橘樹郡家跡・影向寺遺跡の南西側に位置する十三菩提遺跡は、前期末葉の十三菩提式土器の標式遺跡である。この前期末葉以降、遺跡数が減少する傾向が見られ、中期以降で遺構を伴う遺跡としては新作小高台遺跡が存在するのみである。本遺跡群においても、黒浜式期を中心とする前期中葉の竪穴建物や遺物が検出されており、周辺地域と同様の傾向が見られる。

弥生時代

弥生時代では、中期後葉より遺跡が見られはじめ、後期に入ると非常に増加する傾向が見られる。中期の遺跡としては、千年伊勢山台遺跡（1）で中期後葉の宮ノ台式期に属する竪穴建物が発見されたほかは非常に少ない。後期では、竪穴建物や方形周溝墓が検出されている遺跡だけでも、千年伊勢山台遺跡、影向寺遺跡（2）、下原宿遺跡（12）、子母口富士見台遺跡（15）、子母口根方遺跡（18）、野川神明社境内遺跡・野川神明社南遺跡（5）、三荷座前遺跡第1・2地点、野川東耕地遺跡（8）、千年-8遺跡（29）、新作二丁目遺跡（30）、新作池ノ谷遺跡、新作小高台遺跡、末長遺跡（39）等多くの遺跡が存在している。特に、橘樹郡家跡が所在する高津区千年字伊勢山台・蟻山・下原宿



No.	遺跡番号(旧市No.)	遺跡名称	時代
1	高津区No.95(千年-5)	稲子町家跡・千年伊勢山台北遺跡・千年磯山遺跡・千年伊勢山台古墳群	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
2	宮前区No.5(千年-11)	影向寺遺跡・影向寺台遺跡・影向寺美日塚古墳	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
3	高津区No.146(千年-11)	中里 近世	古墳 奈良 平安
4	高津区No.138(千年-32)	宮前区No.6(千年-12)	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
5	宮前区No.6(千年-12)	野川神明社遺跡(野川神明社境内遺跡、野川神社敷地遺跡)	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
6	宮前区No.4(千年-10)	三荷堂前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
7	高津区No.147(千年-10)	三荷堂前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
8	宮前区No.7(千年-18)	野川東耕地遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
9	宮前区No.176(千年-24)	野川東耕地北遺跡	縄文 古墳 奈良 平安
10	宮前区No.179(千年-28)	北根古墳	縄文 古墳 奈良 平安
11	宮前区No.8(千年-22)	下原庄遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
12	高津区No.96(千年-6)	下原庄遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
13	高津区No.97(千年-19)	子母口遺十思台古墳	古墳 中世(後醍醐)
14	高津区No.98(千年-7)	子母口遺十思台遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
15	高津区No.115(千年-27)	子母口遺十思台遺跡(堀之台遺跡)	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
16	高津区No.99(千年-23)	子母口堀之台遺跡(堀之台遺跡)	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
17	高津区No.100(千年-1)	子母口堀之台遺跡(鎌倉北遺跡)	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
18	高津区No.101(千年-7)	子母口長塚・子母口坂遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
19	高津区No.92(久末-4)		縄文 弥生
20	高津区No.91(久末-5)		縄文 弥生
21	高津区No.85(久末-9)	野川東耕地遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
22	高津区No.83(久末-9)	十三堂堂遺跡	縄文 弥生 古墳
23	高津区No.94(久末-9)	野川北耕地遺跡、野川1・2号墳	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
24	宮前区No.90(千年-16)		弥生 古墳
25	高津区No.93(千年-3)		古墳
26	高津区No.110・112(千年-25・26)	千年百区墳穴遺跡群	古墳
27	高津区No.124(千年-29)		縄文 古墳 奈良 平安
28	高津区No.93(千年-3)		古墳
29	高津区No.92(千年-8)	千年-8遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
30	高津区No.77(千年-14)	新作二丁目遺跡	縄文 弥生 古墳
31	高津区No.78(千年-20)	新作古墳	古墳
32	高津区No.75(千年-13)	新作池ノ谷前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
33	高津区No.81(久末-1)	岡原塚穴遺跡	古墳
34	高津区No.79(久末-12)	新作八幡台遺跡、新作良塚	弥生
35	高津区No.111(久末-10)	新作八幡台遺跡	弥生 古墳 奈良 平安
36	高津区No.122(久末-11)	新作小高台遺跡	弥生 古墳 奈良 平安
37	高津区No.73(久末-14)	新作池ノ谷前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
38	高津区No.69(久末-9)	新作小高台遺跡、大奥遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
39	高津区No.70(久末-8)	大奥遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
40	高津区No.94(千年-4)	千年伊勢山台古墳	古墳
41	宮前区No.11(千年-21)	野川古墳(1号墳)	古墳
42	高津区No.80(久末-13)	新作八幡神社古墳	古墳

第6図 遺跡群周辺の遺跡

0 (1/10,000) 500m

は、千年伊勢山台北遺跡・橘樹郡家跡の調査以外に、昭和55・56（1980・1981）年の千年伊勢山台遺跡（竹石・野中1983）、昭和58（1983）年の千年蟻山遺跡（野中1988）、昭和62（1987）年の伊勢山台東遺跡A・B地点（竹石1987）、平成5（1993）年の伊勢山台東遺跡（伊東・大坪ほか1996）といった発掘調査が相次いで行われており、後期に属する複数の環濠に囲まれた集落跡及び方形周溝墓が展開する墓域が確認されている。この千年伊勢山台遺跡及びその周辺遺跡や、方形周溝墓・壺棺が発見された墓域と県内最大級の竪穴建物を含む多数の建物のある集落が検出された野川神明社境内遺跡（竹石・澤田2009）・野川神明社南遺跡（現在整理中）は、川崎市内における当該期屈指の遺跡といえる。

古墳時代

古墳時代では、集落遺跡を見ると、前期には末長遺跡や新作小高台遺跡等弥生時代後期から継続する遺跡が多く見られる。中期は非常に少なく、末長遺跡等数ヶ所の遺跡が存在するのみである。しかし、後期になると遺跡数は非常に増え、本遺跡をはじめ、子母口植之台遺跡（16・17）、影向寺遺跡、三荷座前遺跡、野川神明社南遺跡、野川東耕地遺跡、野川北耕地遺跡、新作小高台遺跡等が存在する。

この地域に所在する古墳は、子母口富士見台古墳（14）、千年伊勢山台古墳（1）等があり、そのほか、野川1号墳（23）、新作古墳（31）、西福寺古墳（神奈川県指定史跡）、末長向台1～5号墳、馬絹古墳（神奈川県指定史跡）と合わせて古墳群が形成されている。特に、馬絹古墳は7世紀後葉に築造されたと考えられ、玄室・前室・前々室の3室をもつ複室式の横穴式石室を持ち、石室は持ち送り式の截石切組積で構築されるとともに、玄室奥壁等に白色粘土で文様が描かれる等、当時の先端技術である古代朝鮮半島の古墳の影響がみられる。また、馬絹古墳の被葬者は高い文化レベルをもつ人物であったものと考えられ、古墳時代終末期にこの地域を治めた有力者の墓であると想定されるとともに、築造時期が影向寺や橘樹郡家の成立時期と非常に近いことから、その関係性も注目されている。丘陵斜面部に築造された横穴墓は、当該遺跡群東側に千年B区横穴墓群（26）、北側に間際根横穴墓群（33）等が存在している。

『日本書紀』の安閑天皇元（534）年条に、武蔵国造の乱終結後、武蔵国造と認められた笠原直使主が朝廷に4ヶ所の屯倉（横淳・橘花・多氷・倉櫟）を献上した記事がある。このうち、橘花屯倉は「子母口の橘樹（立花）神社を異称地名としてみれば、今日の幸・中原・高津・宮前各区にまたがる市域の北半部に当たることは疑いない。」とされており（鈴木1993）、本遺跡群を含む周辺地域と橘花屯倉との関連性が考えられる。

また、本遺跡群の影向寺遺跡やその周辺の遺跡では、古墳時代後期（7世紀代）の竪穴建物等が密集して検出されており、その後の影向寺造営や橘樹郡家成立に至る地域社会の中心地としての萌芽が見られる。

奈良・平安時代

奈良・平安時代では、本遺跡群に属する橘樹郡家跡及び影向寺遺跡をはじめ、子母口植之台遺跡・蓮乗院北遺跡（17）、影向寺台遺跡（3）、野川神明社南遺跡、野川東耕地遺跡だけでなく、その周辺に位置する野川東耕地北遺跡（9）、新作池ノ谷南遺跡・

新作池ノ谷遺跡（32・37）、薬師院裏遺跡（35）、新作小高台遺跡等の遺跡が知られている。その中で、橘樹郡家跡は、平成8（1996）年の千年伊勢山台北遺跡（河合・中山ほか2000）の調査やその後の25次に及ぶ調査で、千年伊勢山台地区・蟻山地区・上原宿地区にかけて武蔵国橘樹郡の正倉と推測される総柱建物をはじめとする郡家関連遺構が広範囲に広がっている様相が明らかになった（川崎市教育委員会2005）。7世紀後葉の創建と推定される影向寺が所在する影向寺遺跡は、これまで20次に及ぶ調査が実施されており、影向寺に関わる遺構や影向寺創建以前の大型掘立柱建物等多くの建物跡が確認されているとともに（久保・大三輪1975、伊東・竹石・鈴木ほか1981、竹石・澤田・野中1984、伊東ほか1986、川崎市1988、竹石・澤田1993、河合1997、河合・伊東2007）、「无射志国荏原評」という国評銘が表記された瓦が出土する等（竹石・原2002）、橘樹郡家跡と密接な関係がうかがえる遺跡である。子母口字植之台に所在する子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）では、8世紀後葉と推定される総柱建物や側柱建物を確認しており、橘樹郡家等と関わる遺跡として注目される。高津区新作に所在する新作小高台遺跡は、武蔵国が奈良時代末期の宝亀2（771）年に東山道から東海道の編入された以降の小高駅家の候補地とされた遺跡である。小高駅家に関連する遺構は発見されなかったが、平安時代の集落跡が検出されている。さらに本遺跡群北西側に位置する新作池ノ谷遺跡では、古代の伝路の可能性のある道路遺構が検出されている。また、本遺跡群が立地する丘陵東側に広がる多摩川右岸低地部には、古代以来の条里地割と考えられる区画がわずかに残存している。

また、川崎市域を含む、横浜市から東京都稲城市等にかけての多摩丘陵上は、火葬骨蔵器が濃密に出土している地域であり、東国社会への仏教思想の浸透を表しているとともに、その埋納形態等から渡来系氏族の影響が推測されている。『続日本紀』の神護景雲2（768）年6月21日条には「武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於同国久良郡獲白雉献焉」との記事があり、飛鳥部の姓は「多く百濟帰化人を組織せしものにして、又飛鳥戸とも記す。其の伴造を飛鳥部と云ふ。又吉士姓、宿禰姓、公姓等の貴族あり。」（太田1963）とされていることから、橘樹郡に百濟系有力氏族であった飛鳥部吉志一族が居たことが知られる。

中世・近世

中世・近世の遺跡はこれまであまり調査されてこなかったが、近年発掘調査事例が増加する傾向が見られる。中世の遺跡としては、建物や井戸が発見された植之台遺跡（16・17）、南北にのびる溝と井戸が発見された野川東耕地北遺跡（渡辺ほか2009）（9）、大規模な溝が検出された野川東耕地遺跡第5地点（渡辺ほか2015）（8）、掘立柱建物や地下式横穴が発見された三荷座前遺跡第3地点（未報告）等が挙げられる。

近世の遺跡では、井戸が発見された子母口植之台遺跡第2地点（呉地ほか1990）や新作小高台遺跡が見られる。

以上、本遺跡群及びその周辺には、旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の一つである。また、この地域では数多くの発掘調査が実施され、非常に大きな成果が挙げられている。特に、本遺跡群における発掘調査の成果によ

り、地方官衙・寺院の成立といった古代律令国家成立期の様相が明らかになりつつあり、これらの成果とその周辺における調査成果を総合的に検討した上で、この地域における歴史の解明をより一層進めていく必要がある。

(イ) 橘樹官衙遺跡群の調査成果（第2～5表）

a 橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）

(a) 千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端となったのは、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことによる。この宅地造成事業に伴い、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施されたが、この調査は盛土等によって現状保存できる住宅建設範囲は対象とせず、遺跡に影響を及ぼす道路計画範囲を対象に進めた。限られた範囲の調査であったが、この発掘調査で、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。これらの総柱建物の規模・構造・配置等には、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった正倉群と同様の特徴が認められることから、この遺跡が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内で郡家と推定される遺跡の発見としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

(b) 橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、川崎市教育委員会では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、川崎市教育委員会は、平成8

（1996）年度及び平成9（1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡家跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（橘樹郡衙跡第1～8次調査）を実施した。

このうち、第1次から第6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認等のために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査を実施した場所（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで川崎市教育委員会は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に川崎市教育委員会が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、橘樹郡衙跡第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した地区（高津区千年字蟻山521-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や橘樹郡衙跡第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで川崎市教育委員会は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地区と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に川崎市教育委員会が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、橘樹郡衙跡第8次調査として実施した。この第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡家関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下、「確認調査報告書」という）として刊行され、この事業は完了した。

(c) ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下、東京ガス）が、高津区千年字伊勢山台一帯においてガス管理設工事を実施する計画であることを確認した。そこで急遽、東京ガスと連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡家跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下、法93条届出）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて川崎市教育委員会と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて川崎市教育委員会に照会があったため、川崎市教育委員会と東京ガスとで協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民から早期着手を要請されて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し川崎市教育委員会としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡家跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は川崎市教育委員会により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がない上、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧等が必要となるが、川崎市教育委員会ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて川崎市教育委員会による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、川崎市教育委員会による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に川崎市教育委員会に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、川崎市教育委員会は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡家関連遺構が遺存している

ことを確認した（第9次調査）。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから川崎市教育委員会に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、川崎市教育委員会による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、川崎市教育委員会による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、川崎市教育委員会は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

(d) 近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度～）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、川崎市教育委員会は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、川崎市教育委員会と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者に遺跡の詳細なデータを提供するため、川崎市教育委員会が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、川崎市教育委員会が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡家における今後の取組について説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壌改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、川崎市教育委員会は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。川崎市教育委員会は、当該地が橘樹郡衙跡第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡家関連遺構を確認していることから、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向により、土壌改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった。調査の結果、橘樹郡家関連遺構を検出した。そのため、調査後、土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壌改良工事等の事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られたことから、現状保存として取扱うことができた。

(e) 橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡家正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指す

すことになった。そこで、川崎市教育委員会は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、橋樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成26（2014）年度は橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において2件（第14・15次）、平成27（2015）年度は橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において5件（第16～20次）、平成28（2016）年度は橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において3件（第21～23次）、平成29（2017）年度は橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）において2件（第24・25次）を実施した。

以上が、橋樹郡家跡におけるこれまでの調査や川崎市による対応の経緯である。

b 影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』等で紹介される等、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の2種類あること等が指摘されてきた（三輪1922、大場1923）。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成等不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50（1975）年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された（第1次調査）。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8件、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4件、影向寺境内内墓地整備工事に伴う発掘調査が3件、合計15件の発掘調査が実施された。

平成24（2012）年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）とともに橋樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、川崎市教育委員会は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、橋樹郡家跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。影向寺遺跡においては、平成28（2016）年度4件（影向寺遺跡第16～19次）、平成29（2017）年度1件（第20次）を実施した。

なお、影向寺境内及びその周辺における発掘調査は、調査ごとに調査名称が異なり、調査研究・活用等に際して混乱を招くようになっていたことから、平成19（2007）年度に刊行した『影向寺遺跡第11次調査』において、調査名称を整理している。

ウ 社会的調査の成果

(7) 川崎市の概要

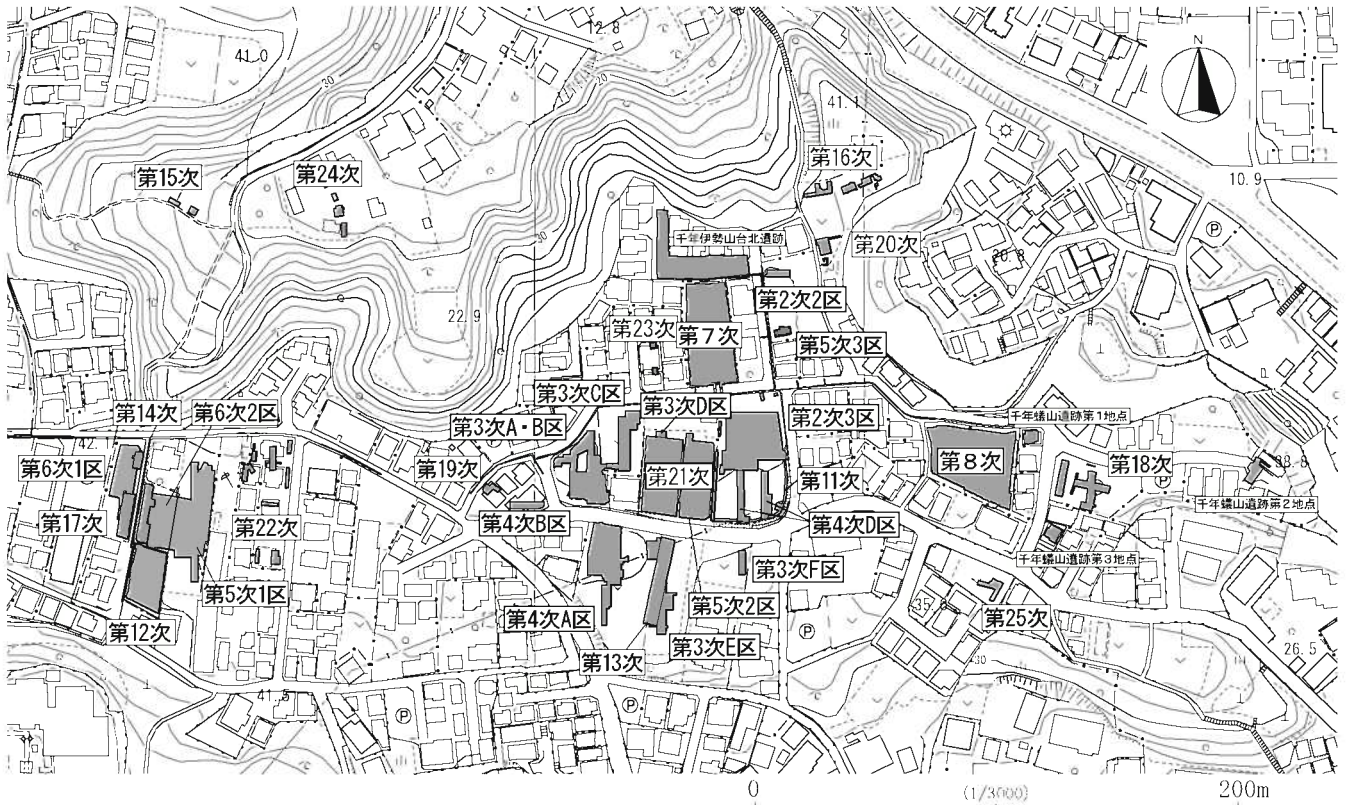
史跡橋樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県東部に位置している。東京都心からはほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも20km圏で、二大都市圏のちょうど中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。

第2表 橋樹郡家跡の調査①

調査	地籍・地番	調査期間	調査機関	調査原因	調査面積	調査概要 (出土遺構・遺物)	文献
千年伊勢山台北	高津区千年宇伊勢山台435-1、-2、-3	平成8(1996)年6月13日～8月9日	千年伊勢山台北遺跡発掘調査団	宅地造成工事	447.5㎡	7棟の掘立柱建物	30
1次	高津区千年宇伊勢山台437-1	平成11(1999)年1月28日～2月11日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	郡家関連遺構の確認	78㎡	総柱建物と推定される柱穴配置	34
2次	高津区千年宇伊勢山台(1地区)437-1(2地区)441-4(3地区)423-1	平成11(1999)年7月5日～12月9日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	正倉院の範囲を確定	1地区:199.5㎡ 2地区:28㎡ 3地区:435.5㎡	[1地区] 総柱建物2棟 [2地区] 総柱建物1棟、跡と考えられる柱穴列 [3地区] 溝字状に並ぶ総柱建物群、小規模な掘立柱建物、L字状の区画跡	34
3次	高津区千年宇伊勢山台(A・B区)437-1(C区)427-1(D区)426-1ほか(E区)418-1ほか(F区)419-1	平成12(2000)年7月21日～10月3日、平成13(2001)年2月27日～3月23日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	A・B区:362.6㎡ C区:147.5㎡ D区:207.1㎡ E区:232.5㎡ F区:27㎡	[A・B区] 溝字状に並ぶ総柱建物、大型の掘立柱建物や溝 [C・F区] A区で検出した正倉群を囲むと想定される溝の延長部分 [D区] 側柱建物3棟、溝、区画跡等 [E区] 側柱建物2棟、溝、区画跡	34
4次	高津区千年宇伊勢山台(A区)416-1ほか(B区)414-6(C区)427-1(D区)424-6ほか	平成13(2001)年8月20日～10月25日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	A区:371.3㎡ B区:42.3㎡ C区:112.7㎡ D区:141.9㎡	[A区] 側柱建物2棟 [C区] 掘立柱建物	34
5次	高津区千年宇上原宿(1区)368-6ほか(2区)425-1(3区)440-1	平成14(2002)年7月22日～9月5日、平成15(2003)年2月24日～3月25日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	1区:407㎡ 2区:213.2㎡ 3区:22.8㎡	総柱建物1棟を検出するとともに、側柱建物数棟を確認した。3区では、正倉群南列東端の総柱建物を確認。	34
6次	高津区千年宇上原宿(1区)370-4ほか(2区)369-2ほか(3区)宇嶺山521-1ほか	平成15(2003)年7月16日～9月6日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	1・2区:685.1㎡ 3区:278.5㎡	[1区・2区] 第5次調査1区西端部で検出した掘立柱建物が桁行2間・梁行2間の建物であることを確認 [3区] 2棟の総柱建物	34
7次	高津区千年宇伊勢山台437-1	平成15(2003)年12月15日～平成16(2004)年2月7日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	宅地造成計画	663.6㎡	総柱建物(第1・2次調査で確認済)、主軸方位が西に振れる側柱建物1棟、第1次調査で掘立柱建物と判断したものが実際には遺構ではないことも確認	34
8次	高津区千年宇嶺山521-1ほか	平成16(2004)年2月28日～3月30日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	宅地造成計画	770㎡	総柱建物(第4次調査3区で確認済)、その他3棟の総柱建物	34
9次	高津区千年宇伊勢山台・嶺山	平成16(2004)年4月26日～28日[1区]、5月17日～19日・31日[2区]、6月2日～4日[3区]、9月16日～18日[4区]	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	185㎡	第1～6次調査で確認した郡家関連遺構の一部と推測される柱穴	36
10次	高津区千年宇上原宿、野川字東耕地	平成18(2006)年1月17日～23日	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	120㎡	第5・6次調査で確認した郡家関連遺構の一部と推測される柱穴	36
11次	高津区千年宇伊勢山台423-1ほか	平成19(2007)年10月22日～26日	川崎市教育委員会	緑地整備工事	88.2㎡	第2次調査3地区・第4次調査D区で検出していた建物の一部である可能性が高い柱穴、それらの建物とは別の側柱建物	36
12次	高津区千年宇上原宿360-11ほか	平成25(2013)年7月24日～8月9日	川崎市教育委員会	開発事業	327.1㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟(縄文時代)土坑4基、(弥生時代後期～古墳時代前期)多数の竪穴建物、溝1条(環濠)、ピット1基、時期不明ピット20基	38
13次	高津区千年宇伊勢山台417-1ほか	平成25(2013)年8月21日～8月31日	川崎市教育委員会	土壌改良	213.5㎡	第3次調査区E区で確認した橋樹郡家関連遺構である区画溝1条、堀(堀)1条、側柱建物1棟を再確認	38
14次	高津区千年宇上原宿	平成26(2014)年3月31日～4月2日	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	50.6㎡	郡家関連遺構の一部と推測される柱掘方、弥生時代の竪穴建物など	
15次	高津区野川字東耕地110	平成26(2014)年11月7日～11月20日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	19.6㎡	郡家及び古代寺院に隣接する谷戸部の調査。遺構検出なし	
16次	高津区千年宇伊勢山台447-4ほか	平成27(2015)年6月17日～7月7日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	79.4㎡	(奈良・平安) 大規模溝状遺構1条、掘立柱掘方2果、竪穴建物1軒、(弥生時代後期)竪穴建物6軒	
17次	高津区千年宇上原宿(1・3区)370-3ほか(2区)369-2ほか	平成27(2015)年9月1日～9月15日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	1区:103.95㎡ 2区:97㎡ 3区:25.4㎡	第12次調査で確認していた大型掘立柱建物の新旧、規模の確認、新たに掘立柱列1条	
18次	高津区千年宇嶺山523-1ほか	平成28(2016)年1月14・15日、2月15～17日	川崎市教育委員会	開発事業	試掘:106㎡ 確認調査:154.4㎡	(奈良・平安) 溝上遺構1条、(近世以降)溝状遺構1条、(弥生時代後期～古墳時代前期)初期)竪穴建物1軒	
19次	高津区千年宇伊勢山台413-2ほか	平成28(2016)年2月15・16日	川崎市教育委員会	個人住宅建設	19.4㎡	土坑2基	
20次	高津区千年宇伊勢山台442	平成28(2016)年3月10日～3月23日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	39.6㎡	溝状遺構1条	
21次	高津区千年宇伊勢山台425-1ほか	平成28(2016)年11月2日～12月14日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	539.2㎡	以前の調査で確認していた側柱建物・総柱建物1棟・区画施設と想定した溝状遺構を改めて確認、新たに類似する溝状遺構も検出	

第3表 橋樹郡家跡の調査②

22次	高津区千年字上原宿 367番2ほか	平成28(2016)年 11月29・30日、 平成29(2017)年 1月11～13日	川崎市教育委員会	調査事業	試掘調査：30.8 m 確認調査：97m	(奈良・平安) 竪穴建物2軒
23次	高津区千年字伊勢山台 133番2ほか	平成29年(2017)年 2月23日	川崎市教育委員会	個人住宅建設	12m	土坑1基(古代の掘立柱建物の柱掘方)
24次	高津区千年字伊勢山台 372ほか	平成29年(2017)年 4月24～27日[1次]、 8月22日[2次]	川崎市教育委員会	宅地造成工事	33.6m	遺構検出なし
25次	高津区千年字薬山 480-2ほか	平成29年(2017)年6 月19日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	39m	掘立柱建物2棟



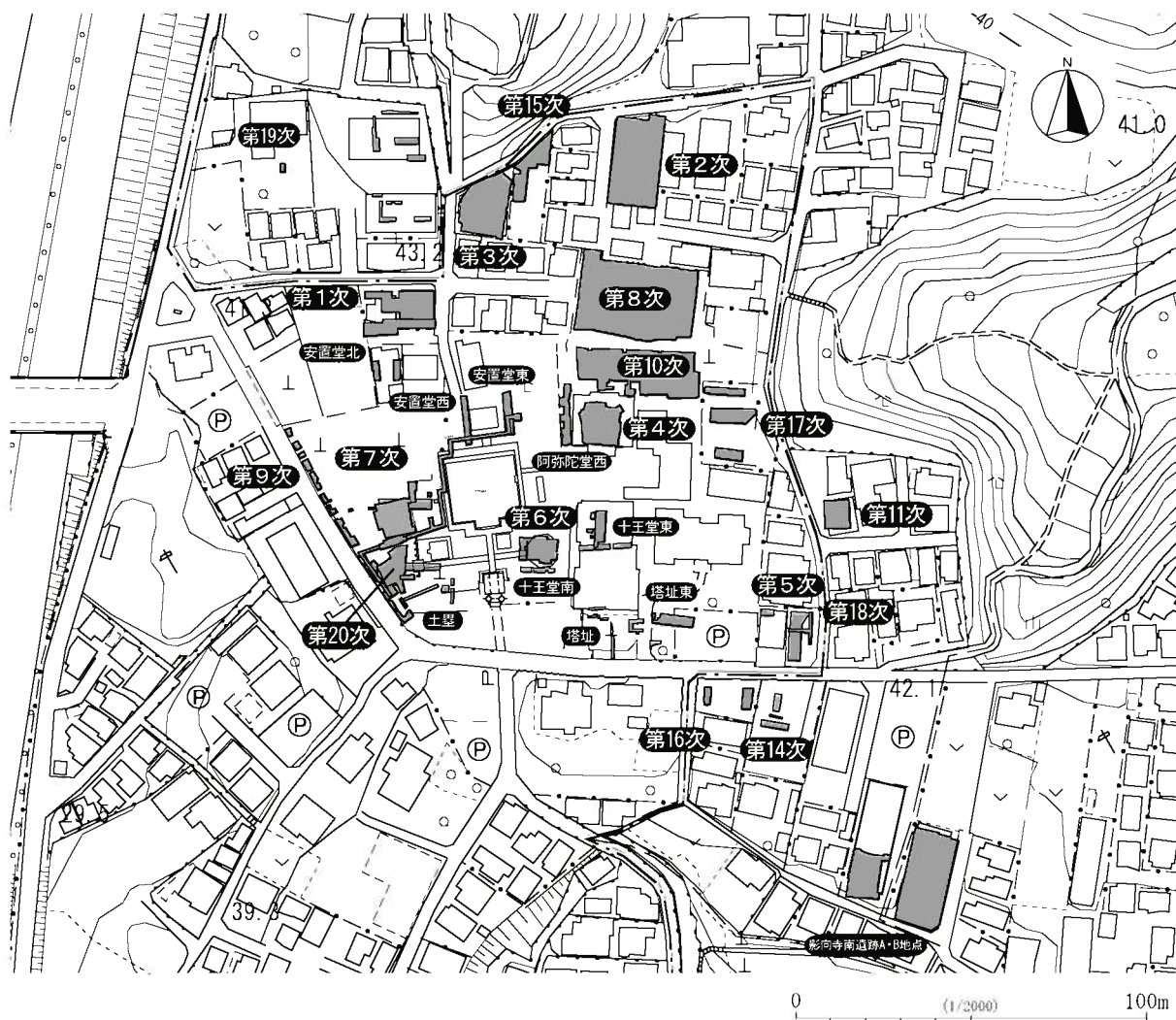
第7図 橋樹郡家跡の調査地点

第4表 影向寺遺跡の調査①

調査	地籍・地番	調査期間	調査機関	調査原因	調査面積	調査概要 (出土遺構・遺物)	文献
1次	宮前区野川字東耕地 425-4・5	昭和50(1975)年 9月5日～9月14日	影向寺遺跡 発掘調査団	遺跡確認調査	116㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物1棟柱掘方内から瓦検出 (弥生時代後期～古墳時代終末期) 竪穴建物4棟	40
2次	宮前区野川字東耕地 392-5～7	昭和52(1977)年 2月22日～4月1日	影向寺遺跡 第2次発掘調査団	宅地造成工事	350㎡	(古墳時代～平安時代) 竪穴建物13棟など(うち1棟 は7世紀末～8世紀初頭。9世紀第3四半期の竪穴建 物内からは瓦が出土)。(弥生時代後期) 竪穴建物2 棟	6
3次	宮前区野川字東耕地 390-1	昭和53(1978)年 7月～8月	影向寺遺跡 発掘調査団	戸建住宅建設 工事	202㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物4棟。(古墳時代) 竪穴建 物2棟。(中世以降) 地下式横穴1基・小竪穴1基な ど	66
4次	宮前区野川字東耕地 419-1	昭和53(1978)年 8月～9月	竹石健二 (日本大学教授)	阿弥陀堂建設 工事	124㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物1棟。(縄文時代) 陥し穴 1基。(弥生時代後期) 竪穴建物4棟。(古墳時代後 期) 竪穴建物1棟	66
5次	宮前区野川字東耕地 414-2・3	昭和53(1978)年 9月12日～15日、 昭和55(1980)年 2月14日～3月5日	影向寺周辺遺跡 発掘調査団	個人住宅建設 工事	60㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物と推測される柱掘方3基 (縄文時代中期) 竪穴建物3棟。(弥生時代後期～古 墳時代初頭) 竪穴建物5棟。(古墳時代後期) 竪穴建 物1棟	65
6次	宮前区野川字東耕地 420	昭和58(1983)年 3月～4月	竹石健二 (日本大学教授)	太子堂建設 工事	70㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物4棟。(古墳時代) 竪穴建 物2棟	66
7次	宮前区野川字東耕地 423	昭和58(1983)年 7月～8月	竹石健二 (日本大学教授)	墓地整備工事	106㎡	(7世紀後半～8世紀初頭) 竪穴建物1棟。複数の掘 立柱建物。(弥生時代後期) 溝1条	66
8次	宮前区野川字東耕地 319-2ほか	昭和60(1985)年 7月～8月	影向寺遺跡 発掘調査団	墓地整備工事	692㎡	(縄文時代) 陥し穴2基。(弥生時代後期) 竪穴建物 8棟。環濠1条。(古墳時代) 方形周溝溝1基。(古 墳時代後期) 竪穴建物1棟。(中世以降) 溝3条、小 竪穴・土坑9基、火葬墓1基など	66
9次	宮前区野川字東耕地 422、423、421	平成3(1991)年 8月15日～9月	影向寺遺跡 発掘調査団	築地堀整備工 事	101㎡	(平安時代) 竪穴建物2棟。(中世以降) 道路状遺構 1条、地下式横穴1基、段切状遺構3面。(時期不 明) 土坑10基など	38
10次	宮前区野川字東耕地 319-2	平成6(1994)年 7月10日～8月28日	影向寺遺跡 発掘調査団	墓地整備工事	381㎡	(縄文時代) 土坑2基。(弥生時代後期) 竪穴建物11 棟以上。環濠1条。(近世以降) 土坑8基、溝4条	38
11次	高津区野川字東耕地 411-16	平成8(2006)年 1月10日～1月24日	株式会社 三川文化財研究所	個人住宅建設 工事	60㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟。竪穴建物1棟。(弥 生時代後期) 竪穴建物3棟。(古墳時代後期) 竪穴建 物1棟	38
12次	宮前区野川字東耕地 419	平成8(2006)年 8月28日～10月13日	株式会社 三川文化財研究所	薬師堂の防災 施設設置工事	92.5㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物1棟。方形周溝溝1基。 (古墳時代) の竪穴建物3棟。(平安時代) の竪穴建 物2棟。(時期不明) 竪穴建物3棟。柱掘方が16基。 溝2条	
13次	高津区野川字北耕地 385-1、386-1	平成22(2010)年 12月6日、 平成23(2011)年 4月7日	川崎市教育委員会	集合住宅建設 工事	70.8㎡	(弥生時代後期～古墳時代前期初頭) 竪穴建物3棟。 (古墳時代後期) 竪穴建物1棟。(時期不明) 土坑・ ピット4基	
14次	高津区野川字東耕地 476-5ほか	平成25(2013)年 3月28日～3月30日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	26㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物5棟。(中世以 降) 溝1条	
15次	宮前区野川字東耕地 390-2	平成25(2013)年 9月24日～10月12日	有限会社 吉妻考古学研究所	戸建住宅建設 工事	82.6㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物2棟。(古墳時代後期) 竪 穴建物1棟。(時期不明) 竪穴建物1棟。溝1条など	
16次	高津区野川 476番12、14	平成28(2016)年 4月13日・14日	川崎市教育委員会	戸建住宅建設 工事	22.7㎡	竪穴建物ほか 布目瓦や須恵器等	
17次	宮前区野川字東耕地 416-1	平成28(2016)年 8月17日～8月25日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	95㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物4棟以上など 八葉蓮華文軒丸瓦	
18次	宮前区野川字東耕地 414-3	平成28(2016)年 8月30日	川崎市教育委員会	戸建住宅建設 工事	15㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物3棟など	
19次	高津区野川字北耕地 376-1、376-5、 384-1、384-2	平成29(2017)年 2月6日	川崎市教育委員会	宅地造成工事	3.5㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物2棟 布目瓦片	
20次	宮前区野川字東耕地 422-1	平成29(2017)年 6月12日～7月7日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	75㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟ほか。竪穴建物2棟。 (時期不明) 溝状遺構1条。竪穴状遺構1基 布目瓦、軒丸瓦	
[影向寺文化財総合調査]							
昭和52 (1977) 年度	影向寺境内	昭和52(1977)年	影向寺文化財調査 委員会	遺跡確認調査		塔址第4トレンチ：版築工法による塔基層 土塁第2トレンチ：溝1条、小土塁、中世の板碑片	7
昭和53 (1978) 年度	影向寺境内	昭和53(1978)年	影向寺文化財調査 委員会	遺跡確認調査		塔址第3南側トレンチ：1977年度検出塔基層の南限・ 東限把握 十三堂南第1トレンチ：(時期不明) 竪穴建物数棟分 十三堂東第2トレンチ：竪穴状遺構。遺構埋土中から 多量の瓦片や土師器など	7
昭和51 (1979) 年度	影向寺境内	昭和51(1979)年	影向寺文化財調査 委員会	遺跡確認調査		塔址第1トレンチ：塔基層西限把握 塔址第4北側トレンチ：塔基層中央付近の掘込地築工 法の把握 阿弥陀堂第1トレンチ・実証堂西第1トレンチ：(弥 生時代後期～古墳時代) 竪穴建物6棟。溝1条。掘立 柱建物の柱掘方3基 阿弥陀堂西第1トレンチ：(弥生時代後期) 竪穴建物 2棟。掘立柱建物の柱掘方4基 十三堂東第1トレンチ：(弥生時代～古墳時代) 竪穴 建物2棟。ピット10基	7

第5表 影向寺遺跡の調査②

昭和55 (1980) 年度	影向寺境内	昭和55 (1980) 年	影向寺文化財調査 委員会	遺跡確認調査	安国堂北第1トレンチ：(縄文時代及び弥生時代) 竪 穴建物、第1次調査検出の孤立柱建物の規模・棟敷把 握 安国堂北第2トレンチ：(平安時代) 竪穴建物1棟 土塁第1トレンチ・第3トレンチ：溝1条 土塁第1トレンチ：孤立柱建物の柱間方6基 塔址東第1・2トレンチ：(弥生時代後期～古墳時代 後期) 竪穴建物4棟、瓦を伴うピット1基	7
[影向寺薬師堂保存修理事業]						
第1次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年 5月8日～23日	財団法人文化財建 造物保存技術協会	薬師堂保存修 理事業	基壇上面及びピット2基の内容確認	66
第2次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年 6月12日～30日	財団法人文化財建 造物保存技術協会	薬師堂保存修 理事業	ピットの内容確認 第3・4トレンチ：掘込地盤の南辺部を検出、この端 部が古代の版築基壇の南辺とほぼ一致することを確認 第2トレンチ：版築土層中に瓦が二重に敷き詰められ た層を検出	66
第3次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年 9月18日～20日	財団法人文化財建 造物保存技術協会	薬師堂保存修 理事業	ピット3基の内容確認 掘込地盤の内容確認	66
第4次	影向寺境内	昭和63 (1988) 年 5月5日～7日	財団法人文化財建 造物保存技術協会	薬師堂保存修 理事業	版築土層の確認 掘込地盤の内容確認、古代の版築基壇の北辺検出	66



第8図 影向寺遺跡の調査地点

政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。平成29（2017）年7月1日における川崎市の人口は1,501,930人、世帯数は715,185世帯で、人口密度は10,405人/k㎡である。人口・世帯構成は、市外からの転入等が続き増加しており、今後しばらくこの傾向が続く想定である。

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。平成27（2015）年4月1日現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の11.8%）である。市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の調査結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。平成27年国勢調査での就業人口は674,800人で、第1次産業就業者は3,000人（0.5%）、第2次産業118,800人（18.1%）、第3次産業は534,500人（81.4%）となっている。5年前の平成22年国勢調査の結果と比較すると、就業人口が5.7%増加しているが、第1次産業では22.7%、第3次産業では13.7%と大きく増加しているのに対して、第2次産業では6.3%減少している。

川崎市には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。

また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）の高速道路や、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号・357号・409号（府中街道）等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、平成29（2017）年7月1日現在、生涯学習施設として、市立市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館、市立博物館・博物館類似施設5館が所在している。また、川崎市には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定16件（建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定112件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書10、考古資料16、史跡1、無形民俗文化財2、民俗資料8、天然記念物1）の合計155件の指定文化財とともに、国登録文化財4件（登録有形文化財3、登録記念物1）、県選択無形民俗文化財1件が存在する。

(イ) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

a 文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

橘樹官衙遺跡群は、平成27（2015）年3月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制され

ている（第125条）。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（高津区No.95・138・148、宮前区No.5）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知及び届出が義務づけられるとともに、埋蔵文化財の取扱い等について、川崎市教育委員会と協議を行い、必要があれば保存のための措置を講じなければならない。

b 都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

c 農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

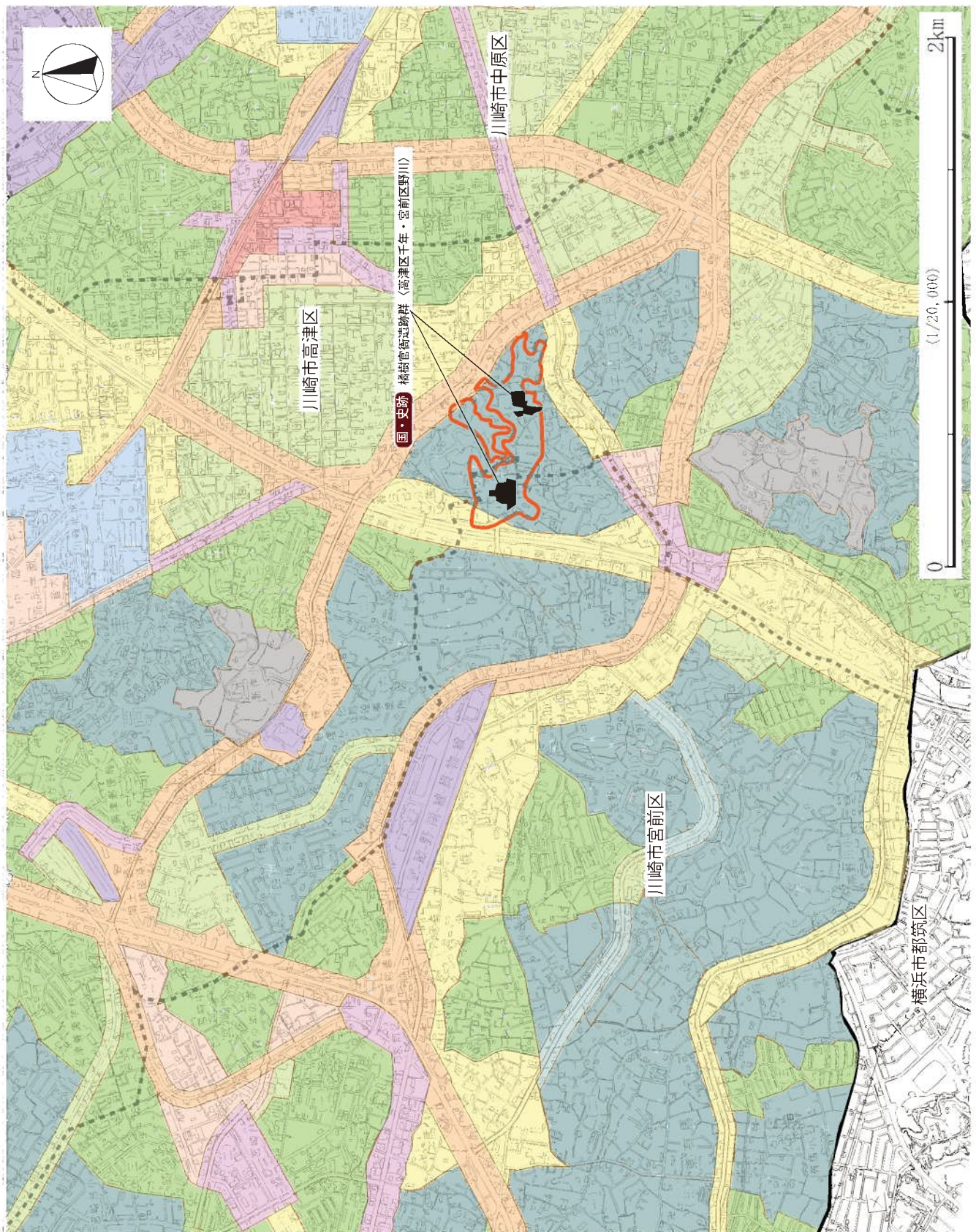
農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

d 生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

e 都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

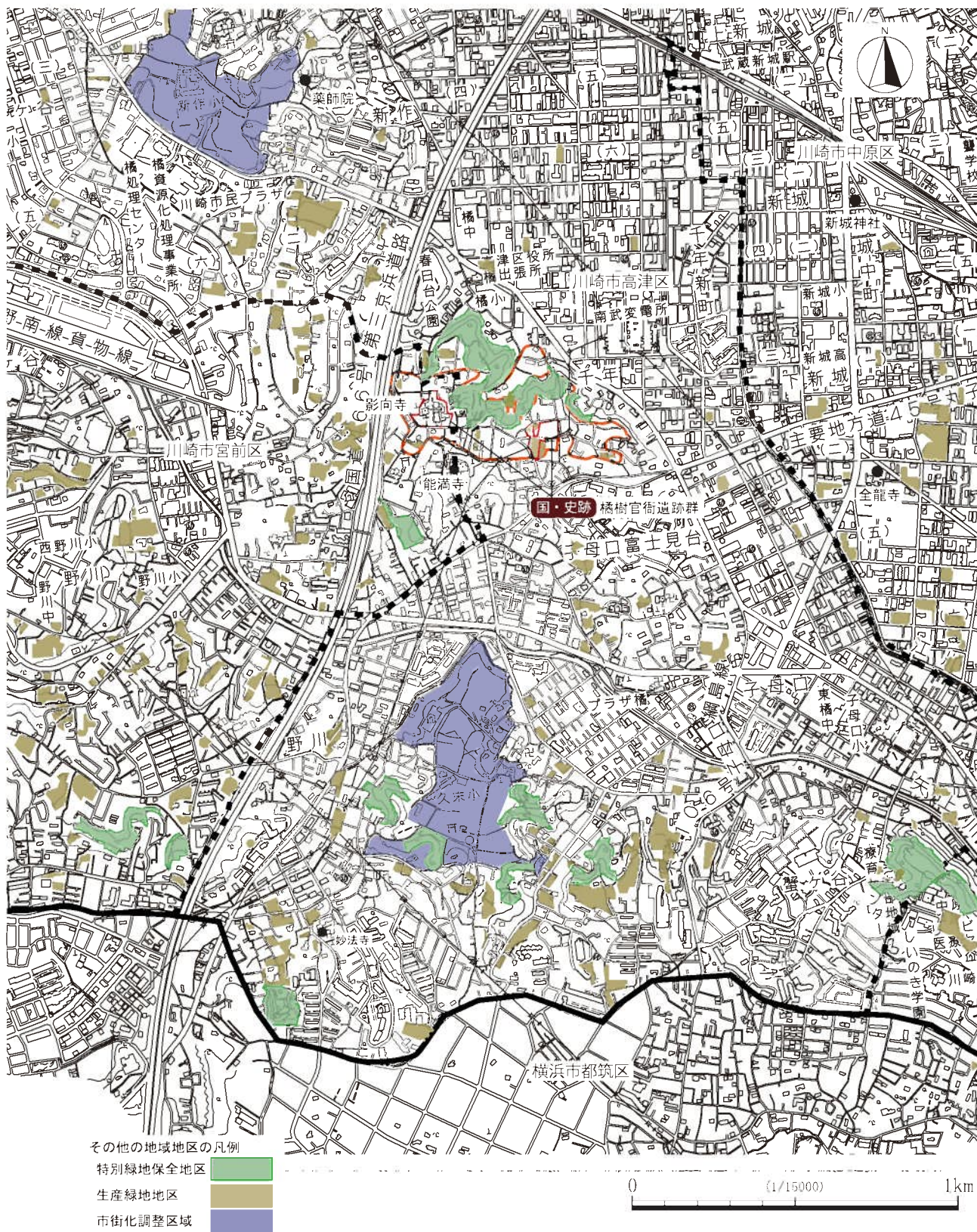
橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。



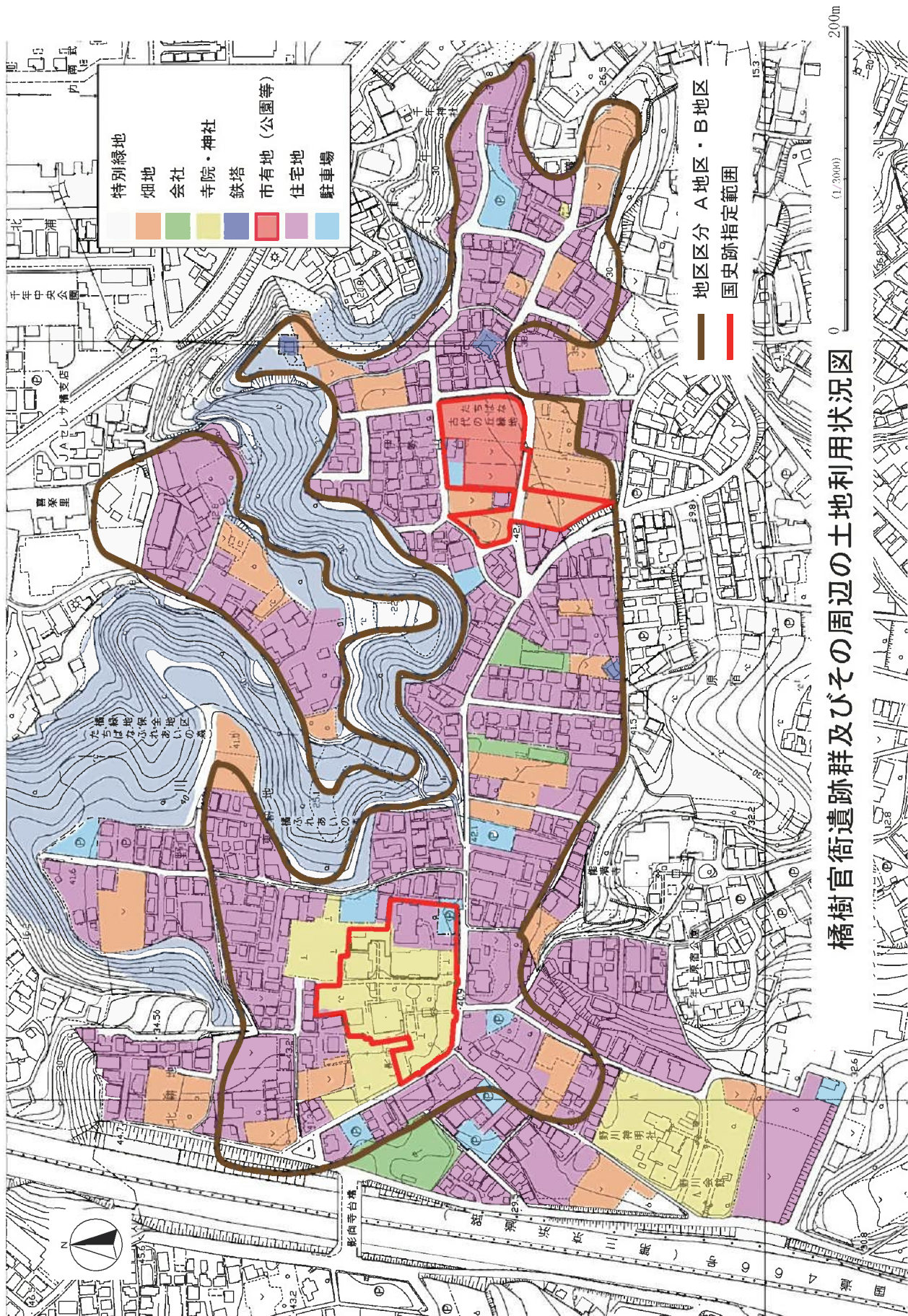
第9図 用途地域図

用途地域等の凡例

本邦化区域・本邦化調整区域	第一種低層住居
本邦化区域	専用此城
本邦化調整区域	第二種低層住居
	準用此城
	第一種中層住居
	準用此城
	第二種中層住居
	専用此城
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業専用地域



第10図 緑地地区図



第11図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図

f 電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施する際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

g 川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または掲出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は28.3%（国有地4.6%、市有地23.7%）であり、その他宗教法人が49.8%、個人所有地が21.9%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、耕作地が10.2%、寺院（影向寺）が49.8%、都市緑地（たちばな古代の丘緑地）が13.6%、事業用地（橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地）が10.7%、宅地が10.6%、道路が4%、その他（駐車場）が1.1%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号